

社会福祉法人つよし会 役員等の報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人つよし会定款第9条及び第23条に規定する評議員及び理事長、理事並びに監事（以下「役員等」という。）に対する報酬の額について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 役員等に対する報酬は、下記を除き支給しない。

- (1) 理事長が専任かつ常勤の場合の報酬は、年額 4,800,000円とする。
- (2) 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて、法人及び施設の運営のために業務にあたった場合の報酬は、その勤務実態に応じて、最大月額 100,000円とする。
ただし、職員が役員を兼ねている場合は、この規定は適用しない。
- (3) 評議員、理事、監事が評議員会、理事会に出席した場合並びに監査を実施した場合、その他職務の要請に応じて会議、研修等に参加した場合の報酬の額は、日額 6,000円とする。
ただし、職員が役員を兼ね評議員会、理事会に出席した場合はこの規定は適用しない。

(支給の方法)

第3条 前条に規定する報酬は、その都度支給する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程のこの規定の第2条の第1項第(2)号は、平成30年1月1日から施行する。

この規程のこの規定の第3条は、平成30年4月1日から施行する。

この規程のこの規定の第2条の第1項第(2)号を追加、令和3年6月1日から施行する。